

# 市外からの申請に関する確認票

本票は、申請時点で朝霞市外に在住の方が、朝霞市内の保育所等の利用申請をするに当たり、特に重要な事項についてを説明しています。**朝霞市への転入予定の有無にかかわらず、提出が必要となります。**

必ず、以下の事項（No9は該当者のみ）を確認し、口に「」の上、ご署名くださいますようお願いいたします。

No.	確認事項	確認欄
1	朝霞市外に在住の方が、朝霞市内の保育所等の利用申請をする場合には、原則として、申請時点で住民登録のある市区町村の保育担当窓口を通じて申請してください。 他の市区町村を介することから、申請書類のやり取りに時間を要するため、書類の不備等があっても対応ができるよう、 <b>朝霞市の締切日の10日前まで</b> を目途に申請してください。 それ以降の申請も対応しますが、市外からの申請は締切日までに必着としているため、申請が締切日直前になると、書類の不備・不足があった際には受け付けができなくなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	申請に当たっては、 <b>転入予定の有無にかかわらず、極力、朝霞市の様式で申請してください。</b> 他の市区町村の様式でも可能な限り対応しますが、朝霞市の利用調整に用いる必須項目を確認できず、申請を受け付けられないことや、指数が低くなる場合があります。特に、保護者の疾病・障害を理由に申請する場合であって、申請書類に『診断書』を用いる場合には、朝霞市の指定様式以外では申請を受け付けることができません。 また、朝霞市様式の『重要事項確認票』および『市外からの申請に関する確認票（本紙）』は、書類の様式にかかわらず、提出が必須となります。 なお、朝霞市に転入の予定がある場合であって、他の市区町村の様式で申請をした場合、転入後に改めて朝霞市様式で申請書類一式を提出し直す必要があります。	<input type="checkbox"/>
3	必要となる書類は、世帯の状況等によって異なるため、「幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内」の38ページをご確認の上、提出漏れのないようご注意ください。	<input type="checkbox"/>
4	利用調整は、①朝霞市民 → ②朝霞市内在勤者 → ③市外在住者の優先順位で行います。 ただし、入所希望日までに転入することを誓約し、必要書類を添付することができる場合は、「転入予定あり（No6参照）」として、 <b>朝霞市民と同等の優先順位で取り扱います。</b>	<input type="checkbox"/>
5	利用調整の結果、利用内定となった場合には、転入予定の有無にかかわらず、集団保育の可否を判断するため、内定施設にてお子さんの面談を受ける必要があります。 <b>入所予定日までにお子さんの面談（必要と判断された場合には体験保育も含む。）を受けられない場合には、入所をすることはできず、内定も取り消されることがあります。</b> 【面談だけでは判断ができない場合】 ・転入予定のない場合…原則として、利用調整結果は取り消されます。 ・転入予定がある場合…体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施し、集団保育の可否を判断します。	<input type="checkbox"/>
6	『建物の売買（賃貸借）契約書等』及び『転入誓約書』を提出し、入所希望月（入所内定月）の1日までに朝霞市に転入することを誓約できる場合には、「転入予定あり」として取り扱い、朝霞市民と同等の条件での利用調整を受けることができます。 ただし、期日までに転入の手続きができなかった場合には、利用調整結果は取消しとなり、申請は無効となります。 なお、 <b>4月1次利用調整に限っては、申請締切日から入所日までの期間が長く空いているため、『建物の売買（賃貸借）契約書等』の添付を翌2月15日まで（土日の場合は前開庁日まで）に追加提出することを条件に、「転入予定あり」とみなすことができます。</b>	<input type="checkbox"/>
7	「転入予定あり」ではない方からの、 <b>4月1次利用調整の申請は受け付けることができません。</b> 4月2次以降の利用調整から申請してください。	<input type="checkbox"/>
8	年度末の時点で朝霞市外に在住の方が、朝霞市内の保育所等を利用している場合、原則として年度末をもって退所となり、次年度以降も引き続き利用するには、再度利用調整を受け、入所が決定される必要があります。 ただし、児童が保育士等の加配を必要とされおらず、以下のいずれかに該当する場合には、利用調整を経ずに次年度も引き続き利用することができます。 ・保護者いずれかの <b>勤務地が朝霞市内</b> にある場合 ・利用施設が <b>民設の施設</b> であり、次年度が <b>新4歳児クラス以上</b> の場合	<input type="checkbox"/>
9	【該当する方のみ】 申請時点で国外に居住している場合は、書類に不足・不備等があった際に連絡ができるよう、保護者のメールアドレスや、国内に居住する親族の電話番号（国際電話は対応できません。）等、連絡方法に関する情報をご提供ください。 連絡方法の提供がなく、書類に不備等があった場合には、 <b>利用調整を行えないことがあります。</b>	<input type="checkbox"/> 該当者のみ

以上の事項について全て確認し、了承した上で、朝霞市内の保育所等の利用申請をします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者署名 \_\_\_\_\_